

社団法人日本クレジット協会からの事務当局によるヒアリング結果概要

日 時：平成23年6月14日午後4時から午後5時まで

場 所：法務省内会議室

参加者：相川祐太（経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課課長補佐）

大畠重遠（トヨタファイナンス株式会社コンプライアンス統括部部長）

川端寛治（株式会社セディナ法務部上席調査役）

佐々木浩司（社団法人日本クレジット協会業務企画部）

曾宮健一（三菱UFJニコス株式会社法務部上席調査役）

二村浩一（弁護士）

山井英也（三井住友カード株式会社コンプライアンス推進部グループマネージャー）

與口真三（社団法人日本クレジット協会業務企画部部長）

吉元利行（株式会社オリエント総合研究所専務取締役主席研究員）

（五十音順・敬称略）

（事務当局側参加者につき省略）

以下の資料（別添）に基づき説明が行われた。

社団法人日本クレジット協会 法務部会債権法改正に係る検討ワーキング
座長 二村浩一「債権法改正に係る意見」

以 上

平成23年6月14日

法制審議会民法（債権関係）部会
部会長 鎌田 薫 殿

社団法人日本クレジット協会
法務部会債権法改正に係る検討ワーキング
座長 二村浩一

債権法改正に係る意見

凡例

論点番号

- (1) 各見出し冒頭の第1から第8までは、意見に係る通し番号である。
- (2) 点線囲み内の表題、通し番号は、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「中間論点整理」という。）のものを使用している。

目次

第1	金銭債務の特則との関係.....	2
第2	契約の解除との関係.....	3
第3	保証債務との関係.....	4
第4	債権譲渡との関係.....	5
第5	申込みと承諾との関係.....	7
第6	約款との関係.....	8
第7	無効及び取消しとの関係.....	10
第8	消費貸借との関係.....	11

第1 金銭債務の特則との関係

中間論点整理

第3 債務不履行による損害賠償

6 金銭債務の特則（民法第419条）

(1)要件の特則：不可抗力免責について

金銭債務の不履行について不可抗力免責を否定する民法第419条第3項の合理性に疑問を呈し、一定の免責の余地を認めるべきであるとする考え方に関しては、同項を削除して債務不履行の一般則による免責を認めるという意見や、金銭債務の特則を残した上で不可抗力免責のみを認めるという意見等があることを踏まえて、免責を認めることの可否及び免責を認める場合の具体的な要件の在り方について、更に検討してはどうか。

<意見>

不可抗力による免責に限り、その検討自体には異を唱えるものではないが、不可抗力免責を定める場合には、不可抗力の意義が明確に定義されること、かつ免責されるべき不可抗力の範囲については、大震災や大洪水など、債務者の主張や個別的事実確認がなされなくとも客観的かつ類型的に不可抗力による不履行と認識できる範囲に限定されることが適切である。

<理由>

- 1 クレジットカード会社、信販会社は、多くの顧客を相手に少額かつ大量な取引を日常的に行っており、かつ、多くのクレジットカード会社等は、日本全国の顧客を対象としている。この結果、顧客からの不可抗力である旨の申し出に対して、都度その申出事実を調査し、可否を判断していくことは事実上困難である。
- 2 仮に、個別対応が求められた場合には、例えば貸金業法上、個人である債務者との貸付けに係る契約に基づく貸付けの債権について、支払いの有無等に関し、指定信用情報機関に対して所定事項を直ちに（遅くとも翌日の通常の営業時間の開始前までに）登録することが義務づけられているところ、類型的判断が困難な事実まで不可抗力とされた場合には、不可抗力によって支払いができなかった場合に、直ちに、その旨を含めて登録すること又は支払い遅延の事実を登録しないとの判断をすることは著しく困難である。

また、貸金業法だけではなく、割賦販売法においてもそれぞれ顧客との取引状況について遅滞なく指定信用情報機関に登録が義務づけられているところであるが、当該登録を行うべき時期までに不可抗力の有無を判断することは容易ではない。

仮に、これらの法令に基づき、指定信用情報機関に対して支払遅延の事実を登録し

た後に、不可抗力によってその登録内容が変更されるようなことがあった場合、変更前の登録内容を参考として審査をした他のクレジット会社と顧客の間で不要な争いが生ずる恐れがある。

第2 契約の解除との関係

中間論点整理

第5 契約の解除

5 複数契約の解除

同一当事者間の複数の契約のうち一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認めた判例（最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁）を踏まえて、一つの契約の不履行に基づく複数契約全体の解除に関する規定を新たに設けるべきであるという考え方に関しては、これを支持する意見と適切な要件設定が困難であるなどとして反対する意見があった。また、仮に明文化する場合における具体的な要件設定に関しては、複数契約が同一当事者間で締結された場合に限らず、異なる当事者間で締結された場合も規律することを検討すべきであるという意見があったのに対し、複数契約の解除を広く認めることが取引実務に与える影響を懸念する意見もあった。これらを踏まえて、適切な要件設定か可能か否かという点及び複数の法律行為の無効に関する論点（部会資料13-2第2, 2(1) [45頁]）及び抗弁の接続に関する論点との整合性に留意しつつ、一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認める規定を設けるという考え方の採否について、更に検討してはどうか。

<意見>

一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認めること、特に異なる当事者間で締結された複数契約全体の解除を認める規定を設けることについて検討することには反対である。

<理由>

あっせん型のクレジット取引は、売買契約や役務提供契約を購入者等と販売業者等の間で、立替払契約その他のクレジットの利用に係る契約を購入者等とクレジット会社の間で締結する。また、売買代金債権を目的とする債権譲渡契約その他の契約を販売業者等とクレジット会社との間で締結する。

もしこのような、異なる当事者間における複数の契約を活用する取引において、ある契約の不履行により複数契約全体の解除が認められると、クレジット会社から独立した事業者であり、クレジット会社が行った行為を支配していない販売業者等の行為によって、クレジットの利用に係る契約も解除され、既払分も含めて返金を行わなければならないことになる。解除事由があっても解除権行使がされるか否かわからない一方、解除事由

がある契約の当事者ではないものについては、自ら解除事由を除去する対応をとることが容易ではないこと、などに鑑みると、クレジット会社はいつ契約が解除になるか分からない状態におかれ安定した取引を行うことが出来なくなってしまう。

割賦販売法においては、創設規定として抗弁の接続が定められているが、これは、あくまで一定の要件のもとに認められているものであり、しかも、これから弁済期の到来する債権に対して支払いの停止を認めているものである。それを民法で契約の解除という強い効力を認めたうえに、決済としての役割が強いとして、割賦販売法でさえも適用を除外している、クレジットカードのマンスリークリアにも適用されるようなことがあれば、クレジット取引においてきわめて弊害が大きくなり、安定した事業の推進が困難となってしまう。

第3 保証債務との関係

中間論点整理

第1 2 保証債務

3 保証人の抗弁等

(1) 保証人固有の抗弁－催告・検索の抗弁

イ 適時執行義務

民法第455条は、催告の抗弁又は検索の抗弁を行使された債権者が催告又は執行をすることを怠ったために主債務者から全部の弁済を得られなかった場合には、保証人は、債権者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れることを規定する。この規定について、その趣旨を拡張して、債権者が主債務者の財産に対して適時に執行をすることを怠ったために主債務者からの弁済額が減少した場合一般に適用される規定に改めるかどうか、更に検討してはどうか。

また、仮に適時執行義務に関する規定を設ける場合には、これが連帯保証にも適用されるものとするかどうかについても、検討してはどうか。

<意見>

本件について、適時執行義務に関する規定を設ける場合、これが連帯保証にも適用されるものとして民法に規定されることについて反対する。

<理由>

担保の目的物は、例えば市場において取引される有価証券のようにその時々において価値の増減があり得るものもあれば、自動車などの耐久消費財のように、時の経過とともに価値が減少することが通例であるものなどもありうる場所である。

このため、時の経過とともに価値が減少するものが担保目的物である場合の、「適時」は、法律上契約上担保権の行使が可能となったときとされやすいものと考えられるとこ

る、適時執行義務を連帯保証人との関係で認めることとする場合は、クレジット契約においては本人が日常生活で必要とする自動車や家電製品等の売却処分を遅延発生後短期間のうちにクレジット会社に強制することに繋がりがねず、保証人の利益を考慮するあまり債務者の利益を損なう可能性が大きい。また、特に債務者の分割返済等の和解の申し出や遅延後に期限の利益を再度付与しようとするときなどに保証人の了解を得られず、債務者と保証人の利害の対立がある場合には、債権の管理回収にも支障が生じることも懸念される。

第4 債権譲渡との関係

(1) 債務者対抗要件（権利行使要件）との関係

中間論点整理

第13 債権譲渡

2 債権譲渡の対抗要件（民法第467条）

(2) 債務者対抗要件（権利行使要件）の見直し

債権譲渡の当事者である譲渡人及び譲受人が、債務者との関係では引き続き譲渡人に対して弁済させることを意図して、あえて債務者に対して債権譲渡の通知をしない（債務者対抗要件を具備しない）場合があるが、債務者が債権譲渡の承諾をすることにより、譲渡人及び譲受人の意図に反して、譲受人に対して弁済する事態が生じ得るという問題があると指摘されている。このような問題に対応するために、債権譲渡の対抗要件制度について第三者対抗要件と債務者対抗要件を分離することを前提として、債務者対抗要件を通知に限った上で、債務者に対する通知がない限り、債務者が弁済すべき相手方は変わらないとする明文の規定を設けるべきであるとの考え方が示されている。このような考え方の当否について、譲渡を債務者に対抗するための要件としての債務者対抗要件の制度趣旨と整合しない考え方であるとの指摘や、実務上承諾に利便性が認められているとの指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

<意見>

債務者対抗要件として債務者の承諾を残していただきたい。

<理由>

- 1 実務上、中間論点整理案において指摘されている問題点による実務運用の困難性が生じているとは認識しておらず、むしろ、(2)で示すように、現在、クレジット取引において、債務者の承諾による債務者対抗要件の具備が利用されており、これを廃止することによる実務上の混乱も予想される。
- 2 クレジット取引の法律構成には、大別して、債権譲渡構成と立替払構成との2通りがあり、債権譲渡構成は、加盟店が利用者に対して取得する取引代金債権をクレジット

ト会社が買い受け、クレジット会社が債権売買代金を加盟店に支払い、利用者に対しては、買い受けた取引代金債権を行使するという構成である。

他方、立替払構成は、加盟店が利用者に対して負担する取引代金債務をカード会社が利用者の委託に基づき立替払いをし、これを利用者に対して求償をするという構成である。

この中の債権譲渡構成のクレジット取引では、譲渡人たる加盟店がカード利用者に対する通知を行わなければならないことになるが、小口かつ多頻度のカード取引において加盟店にカード利用者に対する通知を要求すれば加盟店に対して過度な負担を課すことになる。さらに、カード利用者が利用するカードの発行者たるカード会社（イシューア）の加盟店ではなく、当該カード会社と提携する他のカード会社（アクワイアラ）の加盟店でカードを利用した場合には（なお、3つ以上のカード会社が介在する取引もある。）、加盟店、アクワイアラ及びイシューアの間で複数の債権譲渡が行われるところ、検討委員会の提案を前提とすると、加盟店、アクワイアラ（場合によっては更に多数のイシューア以外のカード会社）が債権譲渡の通知をそれぞれ当該カード利用者に対して行わなければならないことになる可能性がある。しかし、もしかかる通知が必要となって現行のビジネススキームの変更を余儀なくされる場合には、現行クレジット実務を維持できない程の多大な影響を及ぼす。

（2）抗弁の切断との関係

中間論点整理

第13 債権譲渡

3 抗弁の切断（民法第468条）

異議をとどめない承諾（民法第468条）には、単に譲渡がされたことの認識の通知をすることにより抗弁の切断という重大な効果が認められる根拠が必ずしも明確ではなく、また、債務者にとって予期しない効果が生ずるおそれがあるなどの問題があることから、この制度を廃止する方向で、更に検討してはどうか。

この制度を廃止する場合には、抗弁の切断は、基本的に抗弁を放棄するという意思表示の一般的な規律に従うことになるため、これに対する特則の要否を含めて、どのように規律の明確化を図るかが問題となる。この点について、譲受人が抗弁の存在について悪意の場合にも抗弁が切断されることになるため、特に包括的に抗弁を放棄する旨の意思表示により債務者が不利益を受けるおそれがあるとの指摘に留意しつつ、更に検討してはどうか。

また、その場合における特則として、債務者が一方的に不利益を被ることを防止する観点から、例えば、書面によらない抗弁の放棄の意思表示を無効とする旨の規定の要否について、更に検討してはどうか。

<意見>

仮に、意思表示による抗弁の放棄という構成を採るとしても、改正前後で、クレジットカード取引について、会員規約による包括的な抗弁切断や将来発生しうる抗弁の切断の可否に関する考え方が変わることのないよう特段の配慮をされたい。

<理由>

債権譲渡構成のクレジット取引は、債務者である購入者等の商品の代金等の支払手段として、購入者等がクレジット会社に対する債務負担の意思を持ちつつ、その申込みによって行われるものであり、債務者が覚知しないところで行われる債権譲渡とは根本的に異なる。特に翌月1回払い(いわゆるマンスリークリア)のものは、購入者等に対する信用供与という性質よりも、支払手段の提供又は資金決済の機能の提供を行っており、また、少額で、かつ、大量に行われている。当該少額かつ大量取引について、クレジット会社が、売買契約等の抗弁事由の調査をすることは困難であるところ、抗弁の切断が認められないということになると、クレジットカード会社の負担として大きすぎるうえ、社会的経済的にみてクレジットカード取引として認知されているものうち、債権譲渡構成によるものについてのみ、包括的かつ将来生じうる抗弁についての切断が認められないということになると、実務上の混乱が生じるおそれ大きい。

第5 申込みと承諾との関係

中間論点整理

第24 申込みと承諾

8 隔地者間の契約の成立時期

隔地者間の承諾の意思表示については、意思表示の効力発生時期の原則である到達主義(民法第97条第1項)の例外として発信主義が採用されている(同法第526条第1項)が、今日の社会においては承諾についてこのような例外を設ける理由はないとして、承諾についても到達主義を採用すべきであるとの考え方がある。このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。

承諾について到達主義を採る場合には、申込みの撤回の通知の延着に関する民法第527条を削除するかどうか、承諾の発信後承諾者が死亡した場合や能力を喪失した場合について同法第525条と同様の規定を設ける必要があるかどうかについて、検討してはどうか。

<意見>

隔地者間の契約の成立時期につき、承諾の意思表示の到達時とされることについては、これが強行規定である場合には賛成できない。

<理由>

割賦販売法 35 条の 56 は、指定信用情報機関に加入する包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者に対して、一定の場合に包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん受領契約に関する事実で同法所掲のものを加入する指定信用情報機関に提供することを義務づけているところ、係る提供すべき事項には、契約年月日が含まれている。

仮に、隔地者間の契約成立について、承諾の意思表示が到達したときとされ、かつこれが強行規定とされた場合には、いつ承諾の意思が申込者に届いたかを確認しなければ割賦販売法上の上記の義務を適切に行うことができなくなる懸念がある。

また、貸金業法 17 条 2 項は、貸金業者に対し、極度方式基本契約を締結した際に契約内容を明らかにする書面の交付を義務づけているところ、同書面の記載事項にも契約年月日が含まれている。このため、仮に上記のような改正がなされた場合には、契約締結年月日を法定書面に記載するために、契約承諾の意思表示を通知し、その到達を確認して法定書面を交付することになってしまい、事前書面交付義務も考慮すると、煩雑な書面交付が必要となってしまう。

クレジット会社が行うクレジットや貸金の取引は、日常的に大量な取引を処理しなければならない、上記のような処理は実務上困難である。

第 6 約款との関係

(1) 約款の組入要件との関係

中間論点整理

第 27 約款（定義及び組入要件）

1 約款の組入要件に関する規定の要否

現代社会においては、様々な分野でいわゆる約款が利用されており、大量の取引を合理的、効率的に行うための手段として重要な意義を有しているが、個別の業法等に約款に関する規定が設けられていることはあるものの、民法にはこれに関する特別な規定はない。約款については、約款使用者（約款をあらかじめ準備してこれを契約内容にしようとする方の当事者）の相手方はその内容を了知して合意しているわけではないから、約款が契約内容になっているかどうか不明確であるなどの指摘がある。そこで、約款を利用した取引の安定性を確保するなどの観点から、約款を契約内容とするための要件（以下「組入要件」という。）に関する規定を民法に設ける必要があるかどうかについて、約款を使用する取引の実態や、約款に関する規定を有する業法や、労働契約法その他の法令との関係などにも留意しながら、更に検討してはどうか。

<意見>

約款の組み入れ要件について検討すること自体に異論はないが、画一的な約款の組入

要件を盛り込むことには反対する。

<理由>

約款については、電力供給契約や水道供給契約、鉄道旅客運送契約など、約款使用者の相手方に、当該約款による契約を締結するか否かの選択の余地すら事実上存在しないものがある反面、クレジットカードの会員規約のように、相手方に契約を締結するか否かの選択の余地が十分にあり、かつ相手方からの契約の解約申入れもほぼ無限定で認めているものもある。

さらに、クレジットの場合には割賦販売法により、貸金については貸金業法により、基本的な取引条件について、契約締結前に書面交付が義務づけられている。このため、これらの差異を考慮せず、約款の組入要件を画一的に民法に規定することは取引の実情にも整合せず不適當である。

(2) 約款の変更との関係

中間論点整理

第27 約款（定義及び組入要件）

4 約款の変更

約款を使用した契約が締結された後、約款使用者が当該約款を変更する必要があるが、変更の効力については規定がなく、明確でない。そこで、この点を明らかにするため、約款使用者による約款の変更について相手方の個別の合意がなくても、変更後の約款が契約内容になる場合があるかどうか、どのような場合に契約内容になるかについて、検討してはどうか。

<意見>

約款が民法に規定される場合は、特に継続反復してなされる取引の基本契約に係るものを中心に、簡便な方法で変更ができるような規定としていただきたい。

<理由>

クレジット取引は、多数の顧客を相手に、大量の少額取引を迅速に行うことを特質の一としているところ、このような取引においては電算処理を前提とし、かつ画一的な取引条件によらざるを得ないため、約款による取引とならざるを得ない。ここで、クレジットカード会員規約のように、継続反復してなされる取引の基本契約として長期にわたり契約関係が維持されることを前提としているもの場合には、社会状況や経済情勢の変動などに伴い、約款の内容を変更する必要性が生じることもまた避けがたいところ、変更についても画一的にその効力を生じさせないと、上記特質に反することになり、業務運営が出来ない。このため、このような約款の変更については、個別特定の相手方の

みを対象とするようなものでない限りにおいて、実務上適用可能で合理的な方法によることができることが不可欠である。

なお、このような方法によることとしても、クレジット業界で主に使われている約款では、契約締結時にあらかじめ規約の変更手続きを定めており、かつ相手方が契約の解約申し入れをすることについてほぼ制約をしていない。また、電気供給契約や水道供給契約、鉄道旅客運送契約とは異なり、クレジットの場合には、同種のサービスを提供する事業者が多数存在し、約款の変更について納得できなければ自由に退会ができるようになっている。このため、簡便な方法によったとしても、相手方の利益を損なうおそれは小さいと考えられるのであり、約款の変更においては、このような事情も加味して考慮していただきたい。

第7 無効及び取消しとの関係

中間論点整理

第32 無効及び取消し

2 一部無効

(3) 複数の法律行為の無効

ある法律行為が無効であっても、原則として他の法律行為の効力に影響しないと考えられるが、このような原則には例外もあるとして、ある法律行為が無効である場合に他の法律行為が無効になることがある旨を条文上明記すべきであるとの考え方がある。これに対しては、適切な要件を規定することは困難であるとの指摘や、ある法律行為が無効である場合における他の法律行為の効力が問題になる場面には、これらの契約の当事者が同じである場合と異なる場合があり、その両者を区別すべきであるとの指摘がある。

そこで、上記の指摘に留意しつつ、例外を条文上明記することの当否について、更に検討してはどうか。

例外を規定する場合の規定内容については、例えば、複数の法律行為の間に密接な関連性があり、当該法律行為が無効であるとすれば当事者が他の法律行為をしなかったと合理的に考えられる場合には他の法律行為も無効になることを明記するとの考え方があるが、これに対しては、密接な関連性という要件が明確でなく、無効となる法律行為の範囲が拡大するのではないかと懸念を示す指摘や、当事者が異なる場合に相手方の保護に欠けるとの指摘もある。そこで、例外を規定する場合の規定内容について、上記の指摘のほか、一つの契約の不履行に基づいて複数の契約の解除が認められるための要件（前記第5、5）との整合性にも留意しながら、更に検討してはどうか。

<意見>

一つの契約の無効に基づいて複数の法律行為を無効にする、特に異なる当事者間で締結された複数契約の無効を認めるような規定を検討することには反対する。

<理由>

「第2 契約の解除との関係」でも述べたように、クレジット取引は「売買契約や役務提供契約」と「債権譲渡契約又は立替払契約」という異なる当事者による複数契約を活用する取引であり、「売買契約や役務提供契約」の無効をもって「債権譲渡契約又は立替払契約」も無効になってしまうということでは、クレジット会社はいつ契約が無効になるか分からない状態におかれ安定した取引を行うことが出来なくなってしまふ。

割賦販売法においては創設規定として抗弁の接続が定められているが、これは、あくまで一定の要件のもとに認められているものであり、しかも、これから弁済期の到来する債権の支払いの停止を認めているものである。それを民法で契約の無効という強い効力を認めたらえに、決済としての役割が強いとして、割賦販売法でさえも適用を除外している、クレジットカードのマンスリークリアにも適用されるようなことは、クレジット取引においてきわめて弊害が大きく、安定した事業の推進が困難となってしまう。

第8 消費貸借との関係

(1) 要物性との関係

中間論点整理

第44 消費貸借

1 消費貸借の成立

(1) 要物性の見直し

消費貸借は、金銭その他の物の交付があつて初めて成立する要物契約とされている(民法第587条)が、実務では、金銭が交付される前に公正証書(執行証書)の作成や抵当権の設定がしばしば行われていることから、消費貸借を要物契約として規定していると、このような公正証書や抵当権の効力について疑義が生じかねないとの問題点が指摘されている。また、現に実務においては消費貸借の合意がされて貸す債務(借りる債務)が発生するという一定の規範意識も存在すると言われている。そこで、消費貸借を諾成契約として規定するかどうかについて、貸主の「貸す債務」が観念されることによる実務への影響を懸念する意見があることも踏まえて、更に検討してはどうか。

<意見>

消費貸借を諾成契約として規定することについては、反対する。

<理由>

消費貸借を諾成契約とすると、貸主に「貸す債務」が生じることとなり、金銭の交付前に借主の信用不安が生じたとしても、特約がない限り当該義務を免れないこととなり

かねない。また、特約を定めても、当該特約に定める事由に該当することを、貸主側で立証する責任が生じるものと考えられ、営業上の秘密である審査基準を開示せざるを得ないなど各種の弊害が予測される。

(2) 期限前弁済との関係 (その1)

中間論点整理

第44 消費貸借

4 期限前弁済に関する規律の明確化

(1) 期限前弁済

民法第591条第2項は、消費貸借において、借主はいつでも返還することができる規定しているが、他方で、同法第136条第2項が、期限の利益を放棄することによって相手方の利益を害することはできないとも規定していることから、返還時期が定められている利息付消費貸借における期限前弁済の可否や、期限前弁済が許されるところの場合に貸主に生ずる損害を賠償する義務の有無が、条文上は必ずしも明らかではないとの指摘がある。そこで、返還時期の定めのある利息付消費貸借においても期限前弁済をすることができ、その場合には、借主は貸主に生ずる損害を賠償しなければならないことを条文上も明らかにするかどうかについて、期限前弁済を受けた後の貸主の運用益を考慮すれば、ここでいう損害は必ずしも約定の返還時期までの利息相当額とはならないとの指摘があることにも留意しつつ、さらに検討してはどうか。

<意見>

消費貸借契約において、期限前弁済を制限し又は禁止する特約が一切認められないとの趣旨である場合には、これに反対である。

また、借主が貸主に対して賠償する損害を実損害とすることには、反対である。

<理由>

1 クレジットカード会社、信販会社などは、多数の者との間で小口の貸付けを行いつつ、その返済については預貯金口座からの自動振替により受けることが通例である。

このような取引の場合、借主が、期限前弁済を自由にできることとすると、(1)弁済をした借主やその金銭消費貸借契約の特定が容易ではない、(2)期限前弁済がなされた日如何によって、預貯金口座への振替を停止することがきわめて困難となる、(3)場合によって、約定の弁済期日までの利息を収受することが利息制限法の制限利率を超える利息の受領に該当することとなり、貸金業法第12条の8に違反することとなりかねない、などの理由から、期限前弁済については、貸主の事前の承諾を必要とする、又は貸主への事前の連絡と指定された弁済方法に従うなどの特約が締結されていることが通例である。

このような特約は、大量取引における画一的事務処理から外れるものについての確に把握し対処するために合理的なものであり、改正後もその効力が認められてしかるべきものである。

- 2 借主が貸主に対して賠償する損害を実損害とする場合、實際上その立証の困難性から紛争が増加する可能性があり、また、不相当に過大な損害に関しては、利息制限法による制限によって対応すれば足りる。

(3) 期限前弁済との関係 (その2)

中間論点整理

第44 消費貸借

4 期限前弁済に関する規律の明確化

(2) 事業者が消費者に融資をした場合の特則

仮に、返還時期の定めのある利息付消費貸借においても期限前弁済をすることができることを条文上も明らかにする場合（前記(1)参照）には、貸主が事業者であり借主が消費者であるときに、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることが許されるの特則を設けるべきであるとの考え方が示されている。このような考え方の当否について、その適用場面を営業的金銭消費貸借（利息制限法第5条）の場合にまで拡張して、借主が事業者であるものも含めるべきであるなどの意見がある一方で、期限前弁済があった場合に貸主に生ずる損害を賠償する義務を負うことは交渉力や情報量の格差とは関係しないという意見があることも踏まえて、更に検討してはどうか。

<意見>

借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることが許される特則の創設には反対である。

<理由>

- 1 クレジット会社は、顧客との契約期間に合わせて資金用達等も行っている。借主の勝手な都合により一方的に期限前に何等ペナルティを課されることもなく、自由に弁済することが出来るということになれば、契約を締結する意味もなく、あらかじめそのような事態を想定したコストを見込まなければならなくなり、借主が負担する手数料もその分高くなることになってしまう。
- 2 利息制限法所定の利率を超える損害金である場合を除いて、これを制限する最高裁判例は存在せず、当該制度は、社会的に認知され、又は、要求されているものとは言いがたい。

以上